

令和7年度資源環境部、都市整備部、まちづくり推進室
及び土木部定期監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和7年6月25日(水)	【資源環境部】 資源循環推進課、板橋東清掃事務所 板橋西清掃事務所 【都市整備部】 建築指導課 【まちづくり推進室】 まちづくり調整課、鉄道立体化推進課 【土木部】 土木部管理課、南部土木サービスセンター
令和7年6月26日(木)	【都市整備部】 都市計画課 【まちづくり推進室】 地区整備課 【土木部】 土木計画・交通安全課、かわまちづくり計画担当課 みどりと公園課、公園整備担当課、北部土木サービスセンター
令和7年6月27日(金)	【資源環境部】 環境政策課 【都市整備部】 建築安全課、住宅政策課 【まちづくり推進室】 高島平まちづくり推進課 【土木部】 工事設計課

2 合議年月日 令和7年7月31日

3 実 施 場 所 監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和6年度及び令和7年度の財務に関する事務
- (2) 原材料の保管及び施設、備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。（さらに詳細な分析が必要と考えられる事業として、「環境美化啓発事業」（所管部署：資源循環推進課）を選定し、重点調査を実施する。）
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 原材料の保管状況は、適正か。（セメント、塩化カルシウム、角材など）
- (5) 令和4年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。（令和4年度第2回行政監査テーマ「区民の環境活動の推進について」（所管部署：環境政策課、資源循環推進課）の措置結果通知分）
- (6) 令和6年度定期監査指摘及び指導事項について、提出された措置状況報告どおり行われているか。（所管部署：板橋西清掃事務所「物品購入における不適正な契約事務について」、住宅政策課「住宅使用料の過小徴収について」、資源循環推進課「補正予算要求の失念について」）

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。